

一般社団法人日本超音波検査学会 組織運営規程

平成 22 年 5 月 8 日 理事会承認 (制定)
平成 26 年 6 月 14 日 理事会承認 (改定)
平成 27 年 5 月 16 日 理事会承認 (改定)
2022 年 5 月 28 日 理事会承認 (改定)
2025 年 7 月 26 日 理事会承認 (改定)

第 1 章 総則

第 1 条 一般社団法人日本超音波検査学会 (以下、この学会) の組織運営は、定款およびこの規程の定めるところによる。

第 2 章 役員の選任と職務

第 2 条

1. この学会の役員選任は、定款および役員選任規程の定めるところによる。
2. 理事は各地区より選出された代議員より構成されるが、選出地区に特化した職務を行うものではない。

第 3 章 理事会および三役会

第 3 条 この学会は、会務の執行機関として理事会を置く。

第 4 条 理事会は、理事をもって構成する。ただし必要に応じて理事以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

第 5 条 理事会は、理事相互の調整を行い定期的に開催する。ただし理事長が必要と認めたとき、または理事の半数以上から請求があったときには臨時開催することができる。

第 6 条 この学会は、緊急を要する事項を協議、決裁するために三役会を置く。

1. 三役会は、理事長、副理事長、総務委員長および財務委員長をもって構成する。
2. 三役会は、必要最小限度の緊急性をおびた内容にのみ決裁する。
3. 三役会は、必要に応じて関係理事の意見を聞くことができる。

第 4 章 委員会

第 7 条 この学会は、組織運営のために次の委員会を置く。

1. 選挙管理委員会
2. 専門委員会
3. 臨時委員会

第 8 条 選挙管理委員会は、次の職務を行う。

1. 定款に定める代議員および役員を選出する。

2. 監事候補者が定数に満たない場合、および代議員・役員の補欠選任が生じた場合に臨時委員会の設立を理事長に要請する。

3. 選挙に関する事務処理の詳細は別に定める規約によるものとする。

第9条 専門委員会は、常設委員会および諮問委員会に区分する。

1. 常設委員会は、事業目的を達成するための実務を行う。

2. 諮問委員会は、理事長の諮問事項を審議または調査しその結果を答申する。

3. 委員会委員は、定数、任期を理事会において審議し理事長が委嘱する。

4. 委員会には、理事長の指名により委員長および副委員長を置く。

5. 委員会は、委員長が召集する。

6. その他専門委員会に属さない事項については、臨時委員会を設立し当該職務を行う。

第10条 この学会は、次の常設委員会を置き各条の職務を行う。

1. 地方会委員会

2. 学術委員会

3. 編集委員会

4. 標準化委員会

5. IT 委員会

6. HP 教育委員会

7. 総務委員会

8. 財務委員会

9. 顕彰委員会

10. 安全委員会

11. 利益相反委員会

12. 組織制度委員会

13. 倫理委員会

第11条 地方会委員会においては、次の職務を行う。

1. 地方会学術活動に関すること

2. 地区会員との連絡に関すること

3. その他、地方会運営に関すること

第12条 学術委員会においては、次の職務を行う。

1. 講習会の開催に関すること

2. 生涯教育に関すること

3. その他、学術に関すること

第13条 編集委員会においては、次の職務を行う。

1. 機関誌の編集と発行に関すること

2. 国内外文献および刊行物に関すること

3. その他、編集に関すること

第14条 標準化委員会においては、次の職務を行う。

1. 精度管理に関する調査
2. 超音波検査に関する標準化の調査
3. その他、標準化に関すること

第15条 IT委員会においては、次の職務を行う。

1. 情報化時代への対応
2. ホームページの管理・運営
3. 会員名簿に関すること
4. その他、ITに関すること

第16条 HP教育委員会においては、次の職務を行う。

1. ホームページを通じた会員への教育サービスに関すること
2. 生涯教育に関すること

第17条 総務委員会においては、次の職務を行う。

1. 会務の報告に関すること
2. 文書の受発信に関すること
3. 会議および議事録に関すること
4. 会員の動向に関すること
5. 国内外医療、学術団体との交流に関すること
6. 第10条に掲げるもののほか、他の主管に属さないもの

第18条 財務委員会においては、次の職務を行う。

1. 毎月の経理状況に関すること
2. 収支決算書の作成に関すること
3. 年度収支予算の編成に関すること
4. 会計簿および備品管理簿の作成保持に関すること
5. 現金の保管出納に関すること
6. 財政の確立に関すること
7. その他、会計に関すること

第19条 顕彰委員会においては、次の職務を行う。

1. 各種顕彰に関する運営
2. 各種顕彰に関する規約の管理
3. 各種顕彰受賞者選考委員の選出
4. 研究促進に関すること
5. その他、顕彰に関すること

第20条 安全委員会においては、次の職務を行う。

1. 検査安全性の周知、接遇、教育などに関する事項
2. 技師-患者間双方での安全性、患者介助、転倒などのリスク管理に関する事項

3. その他, 安全に関すること

第 21 条 利益相反委員会においては, 次の職務を行う.

1. 別に定める利益相反指針の管理

2. COI 委員会の運営

第 22 条 組織制度委員会においては, 次の職務を行う.

1. 各種制度の新設および改変に関する事項

2. 定款, 規程, 規約の新設および改変に関する事項

3. その他, 組織制度に関する事項

第 23 条 倫理委員会においては, 次の職務を行う.

1. 倫理規範の策定や管理に関すること

2. 倫理審査に関すること

3. 倫理違反に関すること

4. 倫理教育に関すること

5. 他の倫理諸問題に関すること

第 5 章 専門部会

第 24 条 委員会等の会務全般において学術的支援を行うことを目的に, 検査領域ごとの専門部会をおく.

第 6 章 補則

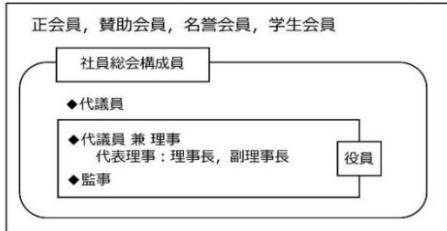
第 25 条 この規程の改廃は, 理事会の議決によるものとする.

附則

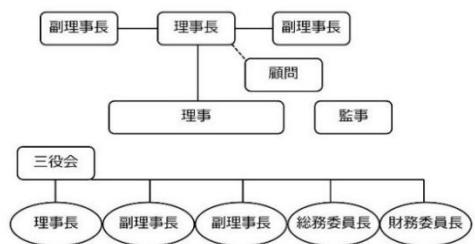
この規程は, 平成 22 年 9 月 1 日より施行する.

<参考>

一般社団法人日本超音波検査学会構成図



理事会組織図



委員会等組織図

